

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 東北財務局長

【提出日】 平成29年8月10日

【四半期会計期間】 第48期第1四半期(自平成29年4月1日至平成29年6月30日)

【会社名】 株式会社幸楽苑ホールディングス

【英訳名】 KOURAKUEN HOLDINGS CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 新井田 傳

【本店の所在の場所】 福島県郡山市田村町上行合字北川田2番地1

【電話番号】 024(943)3351(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役経理部長 久保田 祐一

【最寄りの連絡場所】 福島県郡山市田村町上行合字北川田2番地1

【電話番号】 024(943)3351(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役経理部長 久保田 祐一

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第47期 第1四半期 連結累計期間	第48期 第1四半期 連結累計期間	第47期
会計期間	自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日	自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日	自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日
売上高 (千円)	9,285,471	9,296,874	37,803,646
経常利益又は経常損失( ) (千円)	22,897	412,258	330,570
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 又は親会社株主に帰属する 四半期純損失( ) (千円)	46,294	298,636	154,491
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	85,087	290,528	199,099
純資産額 (千円)	9,419,897	6,751,843	7,185,412
総資産額 (千円)	22,555,451	23,573,167	23,886,566
1株当たり四半期(当期) 純利益金額又は1株当たり 四半期純損失金額( ) (円)	2.81	20.16	9.91
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	2.80		9.88
自己資本比率 (%)	41.70	28.51	29.95

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 第48期第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失のため、記載しておりません。

#### 2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

### 2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 経営成績の分析

当第1四半期連結累計期間（平成29年4月1日から平成29年6月30日まで）におけるわが国の経済は、企業収益の改善が進み、雇用情勢の改善等を背景とした緩やかな景気回復基調にあるものの、新興国経済の減速や英国のEU離脱問題、米国経済の動向による日本経済への影響懸念など、景気の先行きは依然として不透明な状況で推移いたしました。

外食産業におきましては、食の安全・安心に対する関心が一層高まるとともに、少子高齢化や働き方改革をはじめとした社会構造の変化や消費者の生活防衛意識の高まりを背景に、業種・業態を超えた顧客・人材確保競争の激化に加え、消費者の節約志向の影響から、厳しい経営環境が続いております。

このような当社グループを取り巻く環境と中長期的な経営戦略を踏まえ、長期的かつ安定的な企業価値の向上を図ることを企業目的として、『原点回帰と改革断行』を会社方針として、食の安全・安心の実現と積極的な新規出店を継続するとともに、「価格」より「価値」を重視した商品政策を推し進めてまいりました。

この結果、当第1四半期連結累計期間の業績につきましては、売上高は9,296百万円（前年同期比0.1%増）、営業損失411百万円（前年同期営業利益56百万円）、経常損失412百万円（同経常利益22百万円）、親会社株主に帰属する四半期純損失は298百万円（同親会社株主に帰属する四半期純利益46百万円）となりました。また、当第1四半期連結会計期間末のグループ店舗数は561店舗（前年同期比28店舗増）となりました。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであります。なお、各金額の算出においては、セグメント間の内部売上高及び振替高、配賦不能営業費用（管理部門の費用等）を控除していません。

#### ラーメン事業

ラーメン事業においては、「価格」より「価値」を重視し、地域特性を活かした商品政策を推し進めてまいりました。前期に引き続き、地域限定商品「味噌野菜らーめん」等を順次導入するとともに、商品イメージに沿った店舗外観・内装のリニューアルを78店舗（第1四半期末294店舗）で実施いたしました。また、「棒棒鶏冷しめん」等の期間限定商品や「減塩中華そば」等の減塩メニューを新たに加え、客数及び客単価の改善に努めてまいりました。

店舗展開につきましては、ドミナントエリアの強化と利益率改善を目的としたコンパクト型ロードサイド店舗3店舗を含め「幸楽苑」15店舗（ロードサイド5店舗、ショッピングセンター内フードコート9店舗、病院内1店舗）を出店するとともに、スクラップ・アンド・ビルド1店舗を実施いたしました。なお、店舗数は、直営店541店舗（前年同期比26店舗増）となりました。

この結果、売上高は9,078百万円（前年同期比0.2%増）となりましたが、新規出店数の増加に伴う販管費の増加（同6.1%増）により営業利益は41百万円（同91.8%減）となりました。

#### その他の事業

その他の事業は、フランチャイズ事業（ラーメン業態のフランチャイズ展開）、その他外食事業（和食業態の店舗展開）、損害保険及び生命保険の代理店業務、広告代理店業務を行っております。

フランチャイズ事業につきましては、海外のライセンス契約店舗2店舗を含め店舗数は18店舗（国内16店舗、海外2店舗）であり、その他外食事業につきましては、「とんかつ伝八」直営2店舗となっております。

この結果、その他の事業の売上高は399百万円（前年同期比14.1%減）となり、営業利益は54百万円（同24.1%減）となりました。

### (2) 財政状態の分析

#### (資産)

流動資産は、前連結会計年度末に比べて1,044百万円減少し、3,685百万円となりました。これは、現金及び預金818百万円、流動資産「その他」に含まれる未収還付消費税等が198百万円減少したことなどによります。

固定資産は、前連結会計年度末に比べて730百万円増加し、19,888百万円となりました。これは、建物が365百万円、リース資産が160百万円、投資その他の資産「その他」に含まれる繰延税金資産が153百万円増加したことなどによります。

この結果、総資産は、前連結会計年度末に比べて313百万円減少し、23,573百万円となりました。

#### (負債)

流動負債は、前連結会計年度末に比べて293百万円減少し、9,061百万円となりました。これは、1年内返済予定の長期借入金が154百万円、流動負債「その他」に含まれる未払費用が261百万円減少し、流動負債「その他」に含まれる預り金が162百万円増加したことなどによります。

固定負債は、前連結会計年度末に比べて413百万円増加し、7,759百万円となりました。これは、長期借入金が211百万円、固定負債「その他」に含まれるリース債務が176百万円増加したことなどによります。

この結果、負債合計は、前連結会計年度末に比べて120百万円増加し、16,821百万円となりました。

#### (純資産)

純資産合計は、前連結会計年度末に比べて433百万円減少し、6,751百万円となりました。これは、利益剰余金が446百万円減少したことなどによります。

### (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び連結子会社）が事業上及び財務上の対処すべき課題について、重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等は次のとおりであります。

当社グループは、平成27年5月8日開催の取締役会において、「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下、「会社の支配に関する基本方針」という。）に基づき、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の更なる確保・向上の観点から、買収防衛策の内容一部変更及び継続を目的とした「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「本対応策」という。）の継続について決議し、平成27年6月18日開催の当社第45期定時株主総会における承認を得て継続しております。

#### 会社の支配に関する基本方針の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業理念、当社の企業価値の源泉、当社のステークホルダーの方々との信頼関係を理解し、当社の企業価値及び株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならない、と考えております。

## 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組みの概要

当社では、当社の企業価値及び株主共同の利益を向上させるため、平成33年3月期を最終年度とする新中期経営計画を策定し、その実現に向けてグループ全社を挙げて取り組んでおります。

この中期経営計画の経営方針は、次のとおりであります。

- イ 1,000店舗体制に向けた出店強化  
(10年以内に国内1,000店舗達成を目指す。)
- ロ 既存店活性化対策  
(既存店売上高前年比98～100%の維持)
- ハ 商品開発力の強化とコア商品のブラッシュアップ
- ニ マーチャンダイジングシステムの再構築
- ホ 大量出店に対応した人材確保と教育システムの強化
- ヘ 財務体質の強化
- ト コーポレートガバナンス重視経営

また、長期数値目標値として、経常利益率10%、投下資本利益率(ROI)20%以上、自己資本利益率(ROE)10%以上の実現と継続を掲げ、経営効率の改善に努めてまいります。

## 本対応策の概要

### イ 本対応策の対象となる当社株式の買付

本対応策の対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループの保有割合が20%以上となる当社株式等の買付行為、又は既に20%以上を所有する特定株主グループによる当社株式等の買増行為(以下、「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行うものを「大規模買付者」という。)とします。

### ロ 大規模買付ルールの概要

大規模買付者は、まず当社取締役会宛に、日本語で記載された「意向表明書」を提出していただき、当社はこの意向表明書の受領後、大規模買付者から当社取締役会に対して、当社の株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な日本語で記載された情報(以下、「大規模買付情報」という。)の提出を求めます。

当社取締役会は、大規模買付者が当社取締役会に対して大規模買付情報の提供を完了した後、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間を設定し、当社取締役会は独立委員会による勧告を受ける他、適宜必要に応じて外部専門家の助言を受けながら提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、開示します。

### ハ 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。

ただし、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は例外的に当社株主の皆様の利益を守るために適切と判断する対抗措置を講じることがあります。

### ニ 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法令により認められる措置(以下、「対抗措置」という。)を講じ、大規模買付行為に対抗する場合があります。

## 対抗措置の合理性及び公平性を担保するための制度及び手続

### イ 独立委員会の設置

当社取締役会による恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性及び合理性を担保するために、独立委員会規程を定め、独立委員会を設置しております。

### ロ 対抗措置発動の手続

対抗措置をとる場合には、独立委員会は、大規模買付情報の内容等を十分勘案した上で対抗措置の内容及びその発動の是非について当社取締役会に対して勧告を行うものとします。

### ハ 対抗措置発動の停止等について

対抗措置の発動が適切ではないと当社取締役会が判断した場合には、あらためて独立委員会に諮問し、対抗措置の発動の停止又は変更などを行うことがあります。

#### 本対応策の有効期間

本対応策の有効期間は、平成30年6月に開催予定の定時株主総会終結時までであります。

#### 本対応策に対する当社取締役会の判断及びその理由

##### イ 本対応策が会社の支配に関する基本方針に沿うものであること

当社の財務・事業方針の決定を支配する者の在り方は、当社の実態を正確に理解し、当社の企業価値及び株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないという観点から、本対応策は、大規模買付者が当社の支配者として相応しい者であるか否かを判別するためのシステムとして構築しました。本対応策により、当社取締役会は、大規模買付者は、当社の正確な実態を理解をしているか、当社の経営資源をどのように有効利用する方針なのか、これまでの当社とステークホルダーの関係にどのような配慮をしているか、これらを踏まえ当該大規模買付提案が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上につながるようになるのか等を検討することで当社の支配者として相応しいか否かの判別をし、そのプロセス及び結果を投資家の皆様に開示いたします。

##### ロ 本対応策が当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではないこと

本対応策は、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益を確保し向上させることを目的に作成したものです。当社の支配者として相応しくないと判断される大規模買付者への対抗措置として現時点で想定しております新株予約権の無償割当も、当該大規模買付者以外の株主の皆様の利益を損なわないよう配慮して設計しております。

##### ハ 本対応策が当社取締役の地位の維持を目的とするものではないこと

買収防衛策を導入することは、得てして取締役（会）の保身と受取られる可能性のある意思決定事項であることは承知しております。そのため、このような疑義を生じさせないため、本対応策の効力発生は株主総会での承認を条件としておりますし、本対応策の継続又は廃止に関しましても株主総会の決定に従います。さらに、当社の支配者として相応しくないと判断される大規模買付者への対抗措置の発動プロセスにも取締役会の恣意性を排除するために外部者により構成する独立委員会のシステムを導入しております。

#### (4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間の研究開発費の総額は13百万円であります。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	40,000,000
計	40,000,000

###### 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成29年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成29年8月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	16,774,841	16,774,841	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株でありま す。
計	16,774,841	16,774,841		

(注) 提出日現在発行数には、平成29年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

##### (2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

##### (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成29年4月1日～ 平成29年6月30日		16,774,841		2,988,273		2,934,681

##### (6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成29年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成29年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,715,400		権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式15,010,300	150,103	同上
単元未満株式	普通株式 49,141		同上
発行済株式総数	16,774,841		
総株主の議決権		150,103	

- (注) 1. 「完全議決権株式(自己株式等)」欄の普通株式には、当社が導入した「株式給付信託(J-ESOP)」の信託口が所有する250,200株は含まれておりません。
2. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が1,300株(議決権13個)含まれております。
3. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式27株及び証券保管振替機構名義の株式45株が含まれております。

【自己株式等】

平成29年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社幸楽苑 ホールディングス	福島県郡山市田村町上行合 字北川田 2 1	1,715,400		1,715,400	10.22
計		1,715,400		1,715,400	10.22

2 【役員の状況】

該当事項はありません。



## 第4 【経理の状況】

### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(平成29年4月1日から平成29年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成29年4月1日から平成29年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

## 1 【四半期連結財務諸表】

## (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成29年6月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	3,109,051	2,290,864
売掛金	237,498	215,555
たな卸資産	304,319	326,352
その他	1,078,263	852,257
流動資産合計	4,729,132	3,685,029
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	6,350,532	6,716,215
土地	3,954,241	3,954,241
リース資産（純額）	3,777,163	3,937,510
その他（純額）	912,804	962,192
有形固定資産合計	14,994,741	15,570,160
無形固定資産	153,797	155,747
投資その他の資産		
敷金及び保証金	2,082,160	2,107,853
その他	1,928,059	2,055,702
貸倒引当金	1,325	1,325
投資その他の資産合計	4,008,895	4,162,231
固定資産合計	19,157,434	19,888,138
資産合計	23,886,566	23,573,167
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	1,408,410	1,378,089
短期借入金	2,300,000	2,300,000
1年内返済予定の長期借入金	1,419,959	1,265,793
未払法人税等	151,994	33,740
店舗閉鎖損失引当金	8,186	
その他	4,066,781	4,084,330
流動負債合計	9,355,332	9,061,953
固定負債		
長期借入金	3,856,626	4,068,303
退職給付に係る負債	101,020	104,854
資産除去債務	787,314	814,237
その他	2,600,860	2,771,976
固定負債合計	7,345,821	7,759,370
負債合計	16,701,154	16,821,324

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成29年6月30日)
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	2,988,273	2,988,273
資本剰余金	2,984,703	2,985,629
利益剰余金	3,857,014	3,410,286
自己株式	2,616,256	2,611,845
株主資本合計	7,213,734	6,772,343
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	600	699
為替換算調整勘定	68,815	68,867
退職給付に係る調整累計額	128,291	120,333
その他の包括利益累計額合計	58,874	50,767
新株予約権	30,552	30,267
非支配株主持分		
純資産合計	7,185,412	6,751,843
負債純資産合計	23,886,566	23,573,167

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

	(単位：千円)	
	前第1四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)
売上高	9,285,471	9,296,874
売上原価	2,482,605	2,575,895
売上総利益	6,802,866	6,720,978
販売費及び一般管理費	6,746,766	7,132,847
営業利益又は営業損失( )	56,099	411,868
営業外収益		
受取利息	3,654	2,829
固定資産賃貸料	96,881	97,114
協賛金収入	31,570	
その他	23,669	20,667
営業外収益合計	155,776	120,612
営業外費用		
支払利息	18,678	20,550
固定資産賃貸費用	85,341	85,749
その他	84,958	14,701
営業外費用合計	188,978	121,002
経常利益又は経常損失( )	22,897	412,258
特別利益		
投資有価証券評価損戻入益	18,688	12,734
関係会社整理損失引当金戻入額	68,798	
その他	1,275	2,177
特別利益合計	88,762	14,912
特別損失		
固定資産除却損	1,700	7,959
投資有価証券評価損	23,701	14,632
減損損失	3,031	266
その他	43	3,682
特別損失合計	28,477	26,540
税金等調整前四半期純利益又は 税金等調整前四半期純損失( )	83,182	423,885
法人税、住民税及び事業税	22,820	21,200
法人税等調整額	14,068	146,449
法人税等合計	36,888	125,249
四半期純利益又は四半期純損失( )	46,294	298,636
非支配株主に帰属する四半期純損失( )		
親会社株主に帰属する四半期純利益又は 親会社株主に帰属する四半期純損失( )	46,294	298,636

## 【四半期連結包括利益計算書】

## 【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)
四半期純利益又は四半期純損失( )	46,294	298,636
その他の包括利益		
其他有価証券評価差額金	18,395	98
為替換算調整勘定	45,213	51
退職給付に係る調整額	11,974	7,958
その他の包括利益合計	38,792	8,107
四半期包括利益	85,087	290,528
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	85,087	290,528
非支配株主に係る四半期包括利益		

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日)
減価償却費	386,264千円	436,847千円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年3月31日 取締役会	普通株式	164,489	10	平成28年3月31日	平成28年6月20日	利益剰余金

(注) 配当金の総額には、株式給付信託(J-ESOP)によって設定される信託に対する配当金2,502千円を含めておりません。これは、本信託が保有する当社株式を自己株式として認識しているためです。

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日  
後となるもの

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成29年4月28日 取締役会	普通株式	148,092	10	平成29年3月31日	平成29年6月22日	利益剰余金

(注) 配当金の総額には、株式給付信託(J-ESOP)によって設定される信託に対する配当金2,502千円を含めておりません。これは、本信託が保有する当社株式を自己株式として認識しているためです。

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日  
後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループの報告セグメントは「ラーメン事業」のみであり、セグメント情報の開示の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額又は 1株当たり四半期純損失金額( )	2円81銭	20円16銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額又は 親会社株主に帰属する四半期純損失金額( ) (千円)	46,294	298,636
普通株主に帰属しない金額 (千円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期 純利益金額又は普通株式に係る親会社株主に 帰属する四半期純損失金額( ) (千円)	46,294	298,636
普通株式の期中平均株式数 (株)	16,448,972	14,809,752
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	2円80銭	
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額 (千円)		
普通株式増加数 (株)	76,153	
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半 期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計 年度末から重要な変動があったものの概要		

(注) 1. 当第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失のため、記載しておりません。

2. 株式給付信託(J-ESOP)によって設定される信託が所有する当社株式については、四半期連結財務諸表において自己株式として認識しております。

1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、前第1四半期連結累計期間250,200株、当第1四半期連結累計期間250,173株であります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

平成29年4月28日開催の取締役会において、平成29年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり期末配当を行うことを決議いたしました。

配当金の総額 148,092千円

1株当たりの金額 10円00銭

支払請求権の効力発生日及び支払開始日 平成29年6月22日

(注) 配当金の総額には、株式給付信託(J-ESOP)によって設定される信託に対する配当金2,502千円を含めておりません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。



## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年 8月10日

株式会社幸楽苑ホールディングス  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	原	口	清	治	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大	倉	克	俊	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社幸楽苑ホールディングスの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成29年4月1日から平成29年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成29年4月1日から平成29年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社幸楽苑ホールディングス及び連結子会社の平成29年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。